

議第 1 号 行田都市計画生産緑地地区の変更（案）（行田市決定）

1 行田都市計画生産緑地地区中、太井第 19 号及び第 31 号の各一部、第 33 号及び第 35 号の生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限の解除により、行田都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。